

柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（案）

- 1 業務名 柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託
- 2 業務場所 柏市全域
- 3 業務期間 本契約締結日から令和●年●月●●日まで
- 4 本業務にかかる委託料総額 ●●●●円
 - ① 統括管理業務にかかる委託料総額 ●●●●円
 - ② 計画的維持管理業務にかかる委託料総額 ●●●●円
 - ③ 計画的改築業務にかかる委託料総額 ●●●●円
 - ④ ストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料総額 ●●●●円

（なお、上記②、③及び④にかかる委託料総額は予定額であって、各年度の支払額は本契約の条項に従って確定される。）

上記の柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託（以下、「本業務」という。）について、柏市上下水道局（以下、「委託者」という。）及び本業務の受託者である〇〇〇（以下、「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。但し、本業務の履行期間中に契約内容の変更等の必要が生じた場合には、委託者と受託者の両者協議によって本契約内容を変更できるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

柏市千代田一丁目 2 番 3 2 号
委託者 柏市
柏市上下水道事業管理者 成 嶋 正 俊

受託者

目次

第1章 総則	4
（目的）	4
（用語の定義）	4
（総則）	5
（契約の構成及び適用関係）	6
（契約の保証）	6
第2章 本業務	7
第1節 総則	7
（業務の範囲）	7
（履行期間等）	7
（善管注意義務）	7
（許認可の取得等）	7
（再委託）	7
（保険）	8
第2節 本業務の実施体制	8
（業務実施体制の整備）	8
（統括責任者）	8
（統括責任者等に対する措置請求）	8
第3節 本業務の実施	9
（本業務の実施）	9
（全体業務計画書）	9
（年度協定－計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務）	9
（年間業務計画書等）	9
第4節 計画的改築業務	10
（年度協定－計画的改築業務）	10
（委託者による申請等）	10
（業務の中止）	10
（工期の変更）	10
（計画的改築業務にかかる増加費用）	11
（計画的改築業務にかかる費用の減少）	11
（委託者による検査及び引渡し－設計）	12
（委託者による検査及び引渡し－工事）	12
（国庫補助金制度の変更）	12
第5節 業務報告等	12
（委託者による監視，立入検査）	12
（業務の報告等）	13
第3章 適正な業務の確保とモニタリング	13
（受託者によるセルフモニタリング）	13
（委託者及び第三者によるモニタリング）	13
（要求水準等違反にかかる違約金相当額の減額）	14
第4章 委託料の支払	14
（委託料）	14
（委託料の支払－統括管理業務）	14
（委託料の支払－計画的維持管理業務）	15
（委託料の支払－ストックマネジメント実施計画関連業務）	15
（委託料の支払－計画的改築業務の設計費）	15
（委託料の支払－計画的改築業務の工事費）	16
（著しく賃金又は物価が変動した場合等の委託料の変更）	16

(委託料の支払停止)	17
第5章 その他の受託者の義務.....	17
(瑕疵担保)	17
(地域住民対応)	18
第6章 リスク分担及び損害賠償.....	18
(リスク分担の原則)	18
(増加費用の負担)	18
(損害賠償)	19
(法令等の変更)	19
(不可抗力の発生)	20
第7章 契約終了.....	21
(業務移行期間)	21
(期間満了による終了)	21
(委託者による解除)	21
(契約が解除された場合等の違約金)	23
(受託者による解除)	23
第8章 その他.....	23
(表明及び保証)	23
(契約上の地位の譲渡等)	24
(通知)	24
(著作権の利用等)	24
(著作権等の譲渡禁止)	25
(著作権の侵害防止)	25
(秘密保持)	25
(柏市情報セキュリティポリシーの遵守)	26
(契約締結費用の負担)	26
(準拠法及び管轄裁判所)	26
別紙1 リスク分担表	27
別紙2 保険	29
別紙3 年度協定(改築以外)	30
別紙4 年度協定(改築業務)	37
別紙5 年度上限額	

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、委託者が管理する下水道管路施設の維持管理を予防保全型へ転換するために、各種業務における受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう複数年度契約で包括的に業務委託を実施し、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。また、頭書に定める業務期間における受託者の義務を明確化して、受託者によるその義務の履行を確実にする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、以下の各号に定めるところによる。

- (1)「企画技術提案書」とは、プロポーザル実施要領等に基づき、本業務の受託者の選定手続きにおいて、受託者が提出した企画技術提案書をいう。
- (2)「業務移行期間」とは、履行期間の最終1ヶ月間をいう。
- (3)「業務計画書」とは、第16条及び第18条に定める各業務計画書の総称をいう。
- (4)「業務事務所」とは、本業務を実施する事務所として、要求水準書において定められた場所をいう。
- (5)「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- (6)「国庫補助金」とは、社会資本整備総合交付金を含む、本業務について委託者が国から交付を受ける補助金の総称をいう。
- (7)「成果品」とは、要求水準書に基づいて受託者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- (8)「年度協定書（改築以外）」とは、第17条第1項に基づき締結される年度協定書をいう。
- (9)「年度協定書（改築業務）」とは、第19条第1項に基づき締結される年度協定書をいう。
- (10)「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由をいう。
- (11)「プロポーザル実施要領等」とは、本業務に関し、委託者が令和4年8月18日に公表した柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (12)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (13)「本業務」とは、柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託、即ち、統括管理業務、計画的維持管理業務、計画的改築業務、ストックマネジメント実施計画関連業務及び企画技術提案に基づく業務の総称をいう。

- (14)「本件施設」とは、要求水準書において定められた本業務の委託対象地区（以下、「委託対象地域」という。）内の汚水に関する管渠、マンホール、取付管、公共汚水桝等及び雨水に関する管渠、雨水函渠、開渠、マンホール並びに本契約締結後、委託者及び受託者の協議の上、本業務の対象として追加された施設をいう。
- (15)「モニタリング実施計画書（案）」とは、柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託モニタリング実施計画書（案）に基づき受託者が委託者に提出し、委託者の承諾を得た、主にセルフモニタリングを実施するための実施計画の総称をいう。
- (16)「モニタリング手順書」とは、柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託モニタリング実施計画書（案）に含まれるモニタリング手順書に基づき受託者が委託者に提出し、委託者の承諾を得た、主にセルフモニタリングを実施するための手順書の総称をいう。
- (17)「要求水準書」とは、本業務について、委託者が公表した令和4年8月18日付「柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託 要求水準書」（その後の修正及び変更を含む）をいう。
- (18)「履行開始日」とは、令和4年12月1日をいう。
- (19)「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- (20)「履行期間満了日」とは、令和9年11月30日をいう。

（総則）

- 第3条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、プロポーザル実施要領等及び要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。
- 2 受託者は、履行期間中、委託対象地区にて本業務を行うとともに、成果品を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その委託料を支払うものとする。
 - 3 委託者は、要求水準書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、本業務に関する指示を受託者又は受託者の統括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の統括責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
 - 4 受託者は、本契約若しくはプロポーザル実施要領等及び要求水準書に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議があるときを除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、プロポーザル実施要領等に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 本契約及びプロポーザル実施要領等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

(契約の構成及び適用関係)

- 第 4 条 本契約は、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、企画技術提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて企画技術提案書が要求水準書に優先する。
- 3 第 1 項の各書類間で疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 本契約の規定に基づき年度協定書（改築以外）及び年度協定書（改築業務）が締結された場合、かかる年度協定書は、本契約と一体の契約となり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

(契約の保証)

第 5 条 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1)契約保証金の納付

(2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券，地方債証券，政府が保証する証券，委託者が確実であると認める公社債券）の提供

(3)本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行，委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の規定による保証にかかる契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は，頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により，受託者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。
- 4 頭書第 4 項記載の委託料総額の変更があった場合には，保証の額が変更後の頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 に達するまで，委託者は保証の額の増額を請求することができ，受託者は保証の額の減額を請求することができる。

第2章 本業務

第1節 総則

(業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務及びその他要求水準書に定める業務とする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 計画的維持管理業務
- (3) 計画的改築業務
- (4) スtockマネジメント実施計画関連業務
- (5) 企画技術提案に基づく業務

2 受託者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、計画的に人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。

(履行期間等)

第7条 本契約の有効期間は、本契約締結日より令和9年11月30日までとする。

2 本業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

(善管注意義務)

第8条 受託者は、本契約の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

(許認可の取得等)

第9条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

2 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。

3 前項に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第 11 条 受託者は、本業務の実施にあたり、別紙 2 記載の損害賠償責任保険等の保険に継続して加入しなければならない。なお、受託者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について委託者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、第 1 項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を委託者に通知し、その承諾を得なければならない。

4 委託者は、履行期間中別紙 2 に記載される保険に加入する。

第 2 節 本業務の実施体制

(業務実施体制の整備)

第 12 条 受託者は、本業務の実施のため、本契約及び要求水準書に定めるところに従い、業務準備期間中に必要な業務実施体制を整備し、速やかに委託者に報告する。体制の内容に変更があった場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務準備期間中に、要求水準書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(統括責任者)

第 13 条 受託者は、本業務の統括責任者を選任し、委託者に届けなければならない。統括責任者に変更があった場合も同様とする。

(統括責任者等に対する措置請求)

第 14 条 委託者は、統括責任者又はその他の本業務担当者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

第3節 本業務の実施

(本業務の実施)

第15条 受託者は、履行期間中、本契約、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書に基づき、本件施設について本業務を実施する。

(全体業務計画書)

第16条 受託者は、本契約締結後14日以内に、本契約に定める条件を満たす全体業務計画書を作成し、委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。

2 全体業務計画書は、委託者及び受託者の合意により変更することができる。

(年度協定－計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務)

第17条 受託者は、全体業務計画書に従い、計画的維持管理業務にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応する委託料並びにストックマネジメント実施計画関連業務の実施内容、実施時期及びこれに対応する委託料について合意し、別紙3の様式に従った年度協定書（以下、「年度協定書（改築以外）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

2 受託者は、年度協定書（改築以外）に従って、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務を実施する。

3 前項の規定にかかわらず、年度協定（改築以外）の対象となる年度における、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築以外）に定める計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、委託者は、業務計画書の内容にかかわらず、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築以外）に規定する計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の内容を、国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、受託者は、これに異議を述べない。

(年間業務計画書等)

第18条 受託者は、年度協定書（改築以外）及び年度協定書（改築業務）を踏まえ、毎年度協定締結後14日以内に、本契約に定める条件を満たす当該年度の年間業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。なお、当該年間業務計画書には、年度協定（改築業務以外）及び年度協定（改築業務）に基づき、当該年度の業務内容ごとの委託料の内訳を記載するものとする。

2 受託者は、毎月25日までに、本契約に定める条件を満たす翌月の月間業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。

3 受託者は、業務計画書に基づき本業務を実施するものとする。委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。

その結果、委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む）を求めることができる。

第 4 節 計画的改築業務

（年度協定－計画的改築業務）

第 19 条 受託者は、全体業務計画書に従い、計画的改築業務にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応する委託料について合意し、別紙 4 の様式に従った年度協定書（以下、「年度協定書（改築業務）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

2 受託者は、年度協定書（改築業務）に従って、計画的改築業務を実施する。

3 前項の規定にかかわらず、年度協定（改築業務）の対象となる年度における、計画的改築業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築業務）に定める計画的改築業務にかかる委託料は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、委託者は、業務計画書の内容にかかわらず、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築業務）に規定する計画的改築業務の内容を、国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、受託者は、これに異議を述べない。

（委託者による申請等）

第 20 条 計画的改築業務の実施に当たって委託者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、受託者は、書類作成及び手続き等について、計画的改築業務にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

（業務の中止）

第 21 条 委託者は、必要があると認める場合、受託者に対し、計画的改築業務にかかる設計又は工事について、中止の内容及び理由を通知した上で、当該設計又は工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

（工期の変更）

第 22 条 受託者は、計画的改築業務にかかる設計又は工事について、年度協定（改築業務）に定められた完成期限（本条において以下、「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに委託者に報告する。

2 受託者が法令等の変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、委託者及び受託者は、協議により新しい工期を定めるものとする。

3 前項の協議が整わない場合、委託者は、新しい工期を合理的に定めるものとし、受託者はこれに従わなければならない。

4 委託者及び受託者は、工期の変更により当該年度協定（改築業務）に基づく改築業務に生じた増

加費用及び損害の負担については、第 23 条に定めるところに従う。

(計画的改築業務にかかる増加費用)

第 23 条 年度協定(改築業務)の締結後に当該年度協定(改築業務)に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、受託者は、直ちに委託者に報告する。

2 年度協定(改築業務)の締結後に、年度協定(改築業務)締結時では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因して当該年度協定(改築業務)に基づく計画的改築業務にかかる工事について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度協定(改築業務)に定める計画的改築業務にかかる委託料を増額変更するか、又は、計画的改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って当該年度協定(改築業務)を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。

3 年度協定(改築業務)の締結後に、委託者の責めに帰すべき事由により当該年度協定(改築業務)に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、及び、要求水準書別紙 1 の 1.3 に基づき委託者が負担する費用が発生した場合、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度協定(改築業務)に定める計画的改築業務にかかる委託料を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度協定(改築業務)に基づく当該計画的改築業務にかかる費用の支払期限までに受託者に支払う。

4 年度協定(改築業務)の締結後に、不可抗力により当該年度協定(改築業務)に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合であって、第 47 条の規定に基づき委託者が当該増加費用及び損害を負担する場合には、当該負担について前項の規定を適用する。

5 年度協定(改築業務)の締結後に、受託者の責めに帰すべき事由により当該年度協定(改築業務)に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は受託者が負担する。

6 第 2 項ないし第 5 項に定める場合以外の場合であって、やむを得ない理由により当該年度の計画的改築業務に関連して受託者に増加費用若しくは損害が生じた場合(別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。)、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度の計画的改築業務の見直し並びに受託者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って当該年度協定(改築業務)を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。

(計画的改築業務にかかる費用の減少)

第 24 条 理由のいかんを問わず、ある年度の計画的改築業務に要する費用が年度協定(改築業務)に定める委託料を下回る場合には、委託者は、受託者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う計画的改築業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って当該年度協定(改築業務)を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。

(委託者による検査及び引渡しー設計)

第 25 条 受託者は、改築業務にかかる設計業務が完成したときは、検査願届を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による検査願届を受理したときは、受理した日から 14 日以内に受託者の立会いの上、当該設計業務の完成を確認するための検査を実施し、検査の完了(合格)によって受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

(委託者による検査及び引渡しー工事)

第 26 条 受託者は、改築業務にかかる工事が完成したときは、検査願届によりその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による検査願届を受理したときは、受理した日から 14 日以内に受託者の立会いの上、当該改築業務にかかる工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、当該改築にかかる工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 委託者は、第 2 項の検査によって改築業務にかかる工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により受託者が当該改築業務にかかる工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 受託者は、改築にかかる工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築業務にかかる工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

(国庫補助金制度の変更)

第 27 条 国庫補助金制度が変更される場合においては、委託者と受託者は、協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第 5 節 業務報告等

(委託者による監視、立入検査)

第 28 条 委託者は、随時、自ら、又は、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本業務の実施について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査又は受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

（業務の報告等）

第 29 条 受託者は、履行期間中、本業務について、要求水準書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

2 前項に定める提出書類の様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承諾するところによる。

3 委託者は、第 1 項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受託者は、本業務完了時、本業務について要求水準書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

第 3 章 適正な業務の確保とモニタリング

（受託者によるセルフモニタリング）

第 30 条 受託者は、履行期間中、法令等及び本契約によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び本契約（モニタリング実施計画書（案）に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに企画技術提案書において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等（以下、「セルフモニタリング」という。）を行い、その結果を適切に保存するとともに、委託者からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

2 受託者は、履行期間中、企画技術提案書において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、委託者に対して、自らが企画技術提案書において提案した方法又は委託者の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画書（案）（モニタリング手順書を含む。）に従うものとする。

（委託者及び第三者によるモニタリング）

第 31 条 委託者は、履行期間中、受託者が下水道法その他の法令等及び本契約の内容（モニタリング実施計画書（案）に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本業務を実施しているか否かについて、モニタリング実施計画書（案）及び企画技術提案書に従ってモニタリングを実施する。

2 前項に定める委託者によるモニタリングに加えて、履行期間中、受託者の契約目標等の達成状況や履行状況等について、必要に応じて専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施

されるものとし、受託者はこれに異議を述べない。

- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画書（案）（モニタリング手順書を含む。）に従うものとする。

（要求水準等違反にかかる違約金相当額の減額）

第 32 条 第 30 条及び第 31 条に基づくモニタリングの結果、本業務について本契約の内容を充足していない未達事項（以下、「要求水準等違反」という。）が存在することが判明した場合、委託者は、モニタリング実施計画書（案）の定めるところに従って、受託者に対して要求水準等違反にかかる違約金に相当する金額の減額を求めることができる。この場合において、委託者は、要求水準等違反にかかる違約金相当額を、受託者に対する支払金額から減額することができるものとし、受託者はこれに異議を述べない。

第 4 章 委託料の支払

（委託料）

第 33 条 本業務の委託料の総額は金〇〇〇円（消費税及び地方消費税込）とし、その内訳は頭書第 4 項の通りとする。

- 2 前項に定める委託料のうち、計画的維持管理業務、計画的改築業務及びストックマネジメント実施計画関連業務に関する委託料については、それぞれ年度協定（改築以外）及び年度協定（改築業務）に定めるところに従う。
- 3 前二項の規定にかかわらず、企画技術提案に基づく業務のうち要求水準書に定めるアクション指標に対応する業務（任意業務）については、委託料は支払われない。

（委託料の支払－統括管理業務）

第 34 条 統括管理業務にかかる委託料の総額は金〇〇〇円とし、履行期間を通じて四半期ごとに均等額を支払うものとする。

- 2 受託者は、各四半期に行った統括管理業務について、対象期間にかかる月間業務報告書（第四四半期については年間業務報告書も加える）をもって委託者に報告するものとし、委託者は、当該報告を受けてから 10 日以内に報告内容を確認する。
- 3 受託者は、委託者が前項に基づく報告内容を確認した日以降（ただし、最終日が銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、統括管理業務各四半期の委託料の支払いを翌月 7 日までに委託者に請求する。
- 4 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

(委託料の支払－計画的維持管理業務)

第 35 条 計画的維持管理業務にかかる委託料については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、業務の実績に応じて四半期ごとに支払うものとする。

2 受託者は、各四半期に行った計画的維持管理業務について、対象期間にかかる月間業務報告書（第四四半期については年間業務報告書）をもって委託者に検査を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けてから 10 日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、委託者が前項に基づく検査に合格した日以降（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、対象期間にかかる業務の出来高に応じて、委託者の承諾を得た各業務の単価に基づき算定した金額を、各四半期の委託料として翌月 7 日までに委託者に請求する。

4 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

(委託料の支払－ストックマネジメント実施計画関連業務)

第 36 条 スtockマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

2 受託者は、年度協定（改築以外）に基づき当該年度で予定するストックマネジメント実施計画関連業務を完了したときは、検査願届を委託者に提出しなければならない。

3 委託者は、前項の検査願届を受理したときは、10 日以内に受託者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施し、検査の完了（合格）によって受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、検査に合格したときは、年度協定（改築以外）に示す金額の支払いを翌月 7 日までに委託者に請求する。

5 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

6 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築以外）の定めるところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

(委託料の支払－計画的改築業務の詳細設計費)

第 37 条 計画的改築業務のうち詳細設計業務にかかる委託料については、年度協定（改築業務）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

2 受託者は、第 25 条第 2 項に基づく検査に合格したときは、年度協定（改築業務）に示す詳細設計業務にかかる委託料の支払を翌月 7 日までに委託者に請求する。

3 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

4 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築業務）の定めるところにより、前金払

及び部分払の請求をすることができる。

(委託料の支払—計画的改築業務の工事費)

第 38 条 計画的改築業務のうち改築施工業務にかかる委託料については、年度協定（改築業務）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

- 2 受託者は、第 26 条第 2 項に基づく検査に合格したときは、年度協定（改築業務）に示す改築施工業務委託料にかかる委託料の支払を翌月 7 日までに委託者に請求する。
- 3 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 40 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。
- 4 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築業務）の定めるところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の委託料の変更)

第 39 条 委託者又は受託者は、履行期間内で本契約締結の日から 12 ヶ月経過した後に、日本国内における著しい賃金水準又は物価水準の変動により、年度協定（改築業務）に基づく当該計画的改築業務のうち改築施工業務にかかる委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して当該委託料の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に委託者が受託者に対して支払済の委託料については、この限りではない。

- 2 委託者及び受託者は、前項の請求があったときは、変動前残工事代金額（年度協定（改築業務）に規定される当該計画的改築業務にかかる委託料から当該請求時の当該計画的改築業務にかかる各工事の既履行部分に対応する委託料の合計額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求があった時を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 1 項による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替える。
- 5 特別な要因により履行期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、計画的改築業務のうち改築施工業務にかかる委託料が著しく不適当になったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、計画的改築業務のうち改築施工業務にかかる委託料の変更を請求できる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務にかかる委託料が著しく不適当となったときは、委託者又

は受託者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、本業務にかかる委託料の変更額については委託者と受託者が協議して定める。ただし、特段の理由がない限り、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、変更額を委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 前項の協議開始の日については委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(委託料の支払停止)

- 第40条 モニタリング実施計画書(案)に基づき、本契約及び要求水準書で定める内容を充足していないと判断される事象(以下、「契約内容未達」という。)に対する是正の命令に対して是正が行われていると認められない場合、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。
- 2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項に定める契約内容未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、受託者は異議を述べない。

第5章 その他の受託者の義務

(契約不適合責任)

- 第41条 委託者は、成果品の引渡しを受けた後又は計画的改築業務にかかる工事の実施箇所における工事が完了した後において、当該成果品、工事に契約不適合があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。
- 2 委託者は、受託者が実施した計画的維持管理業務の結果異常がないものと受託者が判断した箇所について、本契約終了後に異常が発見された場合であって、受託者が異常を見落とししたことが客観的に明らかであるときは、計画的維持管理業務の契約不適合に該当することを理由として、当該異常の見落としに起因して委託者に生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 3 前二項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、成果品の契約不適合については成果品の引渡しを受けた日から、計画的改築業務にかかる工事の契約不適合については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から、計画的維持管理業務における異常の見落としの場合には本契約終了の日から、それぞれ2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 4 委託者は、成果品の引渡し又は計画的改築業務にかかる工事の完了確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、成果品の引渡し又は計画的改築業務にかかる工事の完了確認の際に受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果品、計画的改築業務にかかる工事又は計画的維持管理業務の契約不適合が、プロポーザル実施要領等の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りではない。

(地域住民対応)

- 第42条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策及び広報等を含む。）を行わなければならない。
- 2 受託者は、予め委託者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
 - 3 受託者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービス（公共下水道サービス）として実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

第6章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担の原則)

- 第43条 本業務の実施に関して受託者に増加費用又は損害が発生した場合、本契約で別途定める場合を除き、当該増加費用又は損害の負担については、別紙1のリスク分担表に定めるところによる。委託者は本契約で別途定める場合及び前記リスク分担表において委託者が負担者となっている事項以外には、本業務に関し、何らの費用又は責任も負担しない。

(増加費用の負担)

- 第44条 第23条に定める場合を除き、本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が委託者の責めに帰すべき事由による場合（プロポーザル実施要領等及び本件施設について委託者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受託者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は委託者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受託者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

(損害賠償)

第 45 条 受託者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 受託者が本契約のいずれかの条項に違反したことにより委託者に損害が生じた場合
- (2) 前号に定めるものの他、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。

(法令等の変更)

第 46 条 受託者は、本契約締結日以降の法令等の変更により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに委託者に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は受託者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、委託者は法令等の変更により履行困難となった受託者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受託者及び委託者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 委託者が受託者から第 1 項の通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、委託者が法令等の変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い本事業を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は以下の通りとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
 - (1) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。
 - (2) 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。
- 5 法令等の変更により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま業務期間が満了したときの委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものと

する。

- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は、直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 49 条及び第 50 条第 3 項の規定を準用する。

(不可抗力の発生)

第 47 条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、委託者と受託者の協議により定めた事業継続計画である BCP (以下、「BCP」という。) に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者が本事業の継続のために必要と判断した場合、受託者は委託者の指示に従う。
- 3 第 1 項の場合において、委託者は受託者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、委託者は不可抗力により履行困難となった受託者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受託者及び委託者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第 1 項の通知があった場合又は委託者が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、委託者及び受託者は、協議の上、管理対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本業務の復旧に向けて必要となる BCP にかかる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- 5 前項に基づき実施する事業継続措置に要する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 6 不可抗力により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 7 前項に規定する本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ない理由により本業務の一部が未履行のまま業務期間が満了したときの委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 8 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。
- 9 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 49 条及び第 50 条第 3 項の規定を準用する。

第7章 契約終了

(業務移行期間)

第48条 受託者は、要求水準書に定めるところに従い、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

(期間満了による終了)

第49条 期間満了により本契約が終了した場合、受託者は業務事務所を原状回復のうえ、委託者に明け渡さなければならない。

(委託者による解除)

第50条 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1)契約内容未達に対してモニタリング実施計画書(案)に従って委託者が命令等を発した場合であって、これに対する是正が行われていないと認められる場合。
- (2)第53条第1項の定めに基づく表明及び保証が虚偽であった場合。
- (3)前各号のほか、受託者が本契約に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (5)小切手又は手形の不渡りがあった場合(ただし、2号不渡を除く)。
- (6)本契約に基づく本業務の履行が困難であると合理的に認められる場合。
- (7)重大な虚偽報告、本業務に関する法令違反又は受託者による故意の信用失墜行為が認められる場合
- (8)受託者(受託者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(9)受託者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独禁法」という。）第 49 条の排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項の納付命令であつて本契約に関して受託者に違反行為があつたとしてなされたものが確定したとき

イ 本契約に関して受託者に対して独禁法第 7 条の 2 第 18 項及び第 21 項の規定による通知がなされたとき。

ウ 受託者、受託者の役員又は受託者の使用人について本契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項、第 90 条（第 3 号を除く。）若しくは第 95 条（同法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条（第 3 号を除く。）の違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき（執行猶予の場合を含む。）。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は 6 か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。

3 本契約が履行期間満了日前に解除された場合、委託者は、本契約終了時点までに受託者が本契約履行のために実施した業務の成果物及び出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡を受けた成果物及び出来形部分に相応する委託料相当額を、本契約終了後 30 日以内に支払うものとする。なお、当該成果物及び出来形部分について前払金があつた場合には、本項に基づく委託料相当額から当該前払金の金額（部分払をしている場合には、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を控除する。この場合において、受領済みの前払金に、なお余剰があるときは、受託者は、解除が本条の規定によるときは、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの間に含まれる各日における遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。以下同じ。）で起算した額の利息を付した額を、解除がその他の規定によるときは、その余剰額を、委託者に返還しなければならない。

4 前条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受託者は必要な本業務の引継を行わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第(1)号の場合であって、委託者に当該違約金額を超える損害が発生している場合には、受託者は当該超過損害額を委託者に賠償しなければならない。

(1)第 50 条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2)受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 50 条第 1 項第 8 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(受託者による解除)

第 52 条 以下に該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

(1)委託者が、委託料の支払いを 1 か月以上遅延した場合。

(2)受託者の責めに帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合。

(3)第 53 条第 2 項の定めに基づく表明及び保証が虚偽であった場合。

(4)委託者が本契約に違反し、受託者が当該違反を立証して是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。

2 前項により本契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

3 第 50 条第 4 項の規定は、本条の規定により本契約が終了する場合に準用する。

第 8 章 その他

(表明及び保証)

第 53 条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ

正確であることを表明し、保証する。

(1)受託者による本業務の遂行が、受託者に適用される一切の法令等に違反しないこと。

(2)第 50 条第 1 項第 4 号ないし第 6 号に規定する事由が生じていないこと。

(3)公租公課を滞納していないこと。

(4)本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。

(5)本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。

2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

(2)議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前二項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

(契約上の地位の譲渡等)

第 54 条 受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(通知)

第 55 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は速やかに委託者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第 56 条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

2 受託者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第 21 条ないし第 28 条に規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

3 受託者は、委託者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなけ

ればならず、自ら又は著作者（委託者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1)著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2)成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3)本件施設の維持管理、修繕及び改築等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1)成果品の内容を公表すること。

(2)成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 委託者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに関わらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第 57 条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第 58 条 受託者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第 59 条 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報（業務計画書及び報告書を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

(1)本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

(2)第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

(3)本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。

- (4)法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。
- (5)委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6)相手方が書面により承諾した場合。
- (7)本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書及び報告書並びに成果品を開示する場合。
- (8)第 10 条第 2 項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(柏市情報セキュリティポリシーの遵守)

第 60 条 受託者は、本契約の履行に際し、委託者から別に配布する「柏市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第 61 条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受託者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 62 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

別紙1 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
公募・ 選定 段階	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更等によるもの	○	
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○
	契約リスク	優先交渉権者等と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○
全段階 共通	許認可リスク	委託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの		○
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○	
	環境保全リスク	受託者の業務履行上（計画・設計，維持管理・改築工事等）の有害・汚染物質等の排出・漏洩等，環境保全に関するもの		○
	第三者賠償リスク	仕様・要求水準に従って本業務を遂行しても避けることができないもの	○	
		施設の契約不適合（契約日以前の）に起因するもの	○	
		受託者の業務遂行上の過失により損害を及ぼす通常的不法行為によるもの		○
		施設の維持管理及び改築工事等，業務遂行の不備・未達によるもの		○
		上記以外の要因（事由）による第三者へ与えた損害	○	○
	事業の中止・延期・ 不能リスク（不可 抗力を除く）	実施契約にない委託者の要因（事由）によるもの	○	
		上記以外によるもの		○
	受託者の債務不履 行リスク	事業の中断・放棄等		○
		受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達等		○
	委託者の債務不履 行リスク	委託者による債務不履行	○	
	予算等に係る議会 リスク	直接業務に関わる予算等の議決が得られないこと	○	○
計画・ 設計 段階	点検調査リスク	委託者による地形・地質等調査に関するもの	○	
		受託者による点検調査に関するもの		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
計画・設計段階	業務条件変更リスク	委託者の提示条件・仕様，指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	計画・設計変更リスク	委託者の要因（事由）による計画・設計変更	○	
		上記以外の要因（事由）による計画・設計変更		○
	契約遅延リスク	委託者の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○	
		上記以外のもの		○
	契約費用増加リスク	委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの	○	
		上記以外のもの		○
維持管理・改築段階	維持管理・改築計画変更リスク	委託者の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	アウトプット等未達成リスク	アウトプット・インプット・アクション目標の未達成		○
	維持管理・改築に係る性能リスク	要求水準等の不適合		○
	施設不適合リスク	業務履行上関係する地中埋設物等で，デューデリジェンス及び現地調査が困難な範囲における既存施設の瑕疵	○	
		上記以外の既存施設の不適合		○
	維持管理費用増加リスク	委託者の責（帰責事由）に起因するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		○
		委託者の責（帰責事由）に起因するもの	○	
		下水道利用者に起因するもの	○	
	維持管理・改築の中断・中止リスク	上記以外の事由により，受託者の責（帰責事由）により下水道サービス等の提供ができない場合		○
	技術革新リスク	新しい技術を採用した業務のために追加費用が発生する場合		○
	利用者対応リスク	下水道利用者からの苦情及びトラブル ※委託者の責（帰責事由）に起因するもの	○	
		下水道利用者からの苦情及びトラブル ※上記以外の事由によるもの		○
事業終了手続きリスク	業務の業務移行期間に要する費用に関するもの	○	○	
	受託者の責（帰省事由）による事象によるもの		○	

別紙 2 保険

(1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険（1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限る。）
- ・土木工事保険（生じた損害と同等額を補償する契約）

(2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・下水道賠償責任保険

別紙3 年度協定（改築以外）

柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定
（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務）

柏市上下水道局（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の令和●年●月●日付柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（以下、「基本契約」という。）第17条第1項に基づき、令和●年度の計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務について、以下のとおり柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

- 第1条 基本契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。
- 2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の内容）

- 第2条 令和●年度の計画的維持管理業務の内容並びにストックマネジメント実施計画関連業務の内容は、別紙3-1のとおりとする。

（計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の実施及び委託料の支払）

- 第3条 受託者は、基本契約及び本協定に従い計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務を実施する。
- 2 委託者は、基本契約及び本協定の定めるところに従い、受託者による計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務が完了した後、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料を受託者に支払うものとする。

（計画的維持管理業務にかかる委託料）

- 第4条 令和●年度の計画的維持管理業務について、下記各業務にかかる委託料は、以下の金額を予定額とし、基本契約第35条に従って、四半期ごとに別紙3-2に基づき算出される金額を支払う。
- | | | |
|--------------------|---|-------------|
| (1) 管路内スクリーニング調査業務 | ： | 金●●●●円（予定額） |
| (2) 管路内詳細調査業務 | ： | 金●●●●円（予定額） |
| (3) 巡視点検業務 | ： | 金●●●●円（予定額） |
| (3) 公共汚水柵点検業務 | ： | 金●●●●円（予定額） |
| (4) 障害物除去業務 | ： | 金●●●●円（予定額） |

(5) 修繕業務 : 金●●●円 (予定額)

(ストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料)

第5条 令和●年度のストックマネジメント実施計画関連業務について、下記各業務にかかる委託料は、以下の金額 (但し、(2) スtockマネジメント実施計画見直し業務については予定額) (とし、基本契約第36条に従って、別紙3-2に基づき算出される金額を支払う。

(1) 点検調査データ管理業務 : 金●●●円

(2) スtockマネジメント実施計画見直し業務 : 金●●●円

2 受託者は、保証事業会社と、令和●年●月●日を保証期限とする前払金に関する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結して、その保証証書を委託者に寄託して、第1項記載のストックマネジメント実施計画見直し業務の委託料の100分の30以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受託者は、ストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の委託料の100分の30から受領済の前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。

5 受託者は、ストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の前払金が減額後の委託料の100分の30を超えるときは、受託者は、業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、受託者に通知する。

(前払金の使用等)

第6条 受託者は、第5条第2項に基づき受領した前払金をストックマネジメント実施計画見直し業務にかかる材料費、労務費、外注費、機械購入費 (この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第7条 受託者は、本協定に基づく点検調査データ管理業務の完了前に、当該業務の既履行部分に対応する委託料の合計額 (出来高) について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。但し、点検調査データ管理業務にかかる部分払の請求は令和●年度中●回を、超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる業務の既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、当該業務の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、第1項の既履行部分に対応する委託料は、委託者と受託者が協議して定める。但し、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

(年度協定の変更)

第8条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第9条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、令和●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

- 2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和●年●月●日

柏市千代田一丁目 2 番 3 2 号
委託者 柏市
柏市上下水道事業管理者 成 嶋 正 俊

受託者

1 計画的維持管理業務

1.1 管路内スクリーニング調査業務

管路内スクリーニング調査業務の対象処理分区・排水区及び数量は下表に示すとおりである。なお、各処理分区又は排水区内の管渠すべてを対象とする。

処理分区・ 排水区名	数量					
	小口径 (800mm 未満)		中大口径 (800mm 以上)		合計	
	人孔数	延長	人孔数	延長	人孔数	延長
合計						

1.2 管路内詳細調査業務

管路内詳細調査業務の対象処理分区・排水区及び数量は下表に示すとおりである。

処理分区・ 排水区名	数量					
	小口径 (800mm 未満)		中大口径 (800mm 以上)		合計	
	スパン数	延長	スパン数	延長	スパン数	延長
合計						

1.3 巡視点検業務

巡視点検業務の対象処理分区・排水区及び数量は下表に示すとおりである。

対象処理分区・排水区	数量
合計	

1.4 公共汚水柵点検業務

公共汚水柵点検業務の対象処理分区及び数量は下表のとおりとする。

対象処理分区・排水区	数量
合計	

1.5 障害物除去業務

障害物除去業務の対象処理分区及び数量は下表のとおりとする。

対象処理分区・排水区	数量
合計	

1.6 修繕業務

対象エリア，箇所数については上下水道局と協議して決定するものとする。

2 スtockマネジメント実施計画関連業務

Stockマネジメント実施計画関連業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

2.1 点検調査データ管理業務

実施内容	実施時期
要求水準書 3.5.4 (1).1.①に記載の業務	令和●年度を通して実施
要求水準書 3.5.4 (1).1.②に記載の業務	令和●年度を通して実施

2.2 Stockマネジメント実施計画の見直し業務

実施内容	実施時期
要求水準書 3.5.4 (2).1.①から⑧に記載の業務	令和8年9月末までに実施

1 計画的維持管理業務

1.1 管路内スクリーニング調査業務

各四半期の管路内スクリーニング調査業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された提案単価) (円) × 各四半期における実績箇所数 (人孔数)

1.2 管路内詳細調査業務

各四半期の管路内詳細調査業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された管径 800mm 未満の管路の提案単価) (円) × 各四半期における管径 800mm 未満の管路の実績 (m) + (合意された管径 800mm 以上の管路の提案単価) (円) × 各四半期における管径 800mm 以上の管路の実績 (m) + (合意された提案単価) (円)

1.3 巡視点検業務

各四半期の巡視点検業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された提案単価) (円) × (各四半期における実績) (m)

1.4 公共汚水柵点検業務

各四半期の公共汚水柵点検業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された提案単価) (円) × (各四半期における実績) (箇所)

1.5 障害物除去業務

各四半期の障害物除去業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された提案単価) (円) × (各四半期における実績) (箇所)

1.6 修繕業務

各四半期の修繕業務にかかる委託料は、以下のとおりとする。

(委託料) = (合意された提案単価) (円) × (各四半期における実績) (箇所)

2 スtockマネジメント実施計画関連業務

2.1 点検調査データ管理業務

点検調査データ管理業務にかかる委託料は、第 5 条規定のとおりとする。

2.2 スtockマネジメント実施計画の見直し業務

Stockマネジメント実施計画の見直し業務にかかる委託料は第 5 条規定のとおり。

柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定
（計画的改築業務）

柏市上下水道局（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の令和●年●月●日付柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）第19条第1項に基づき、令和●年度の計画的改築業務について、以下のとおり柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託年度協定（計画的改築業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 基本契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

- 2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（計画的改築業務の内容）

第2条 令和●年度の計画的改築業務の内容は、別紙4-1のとおりとする。

（計画的改築業務の実施及び委託料の支払）

第3条 委託者は、基本契約及び本協定に従い計画的改築業務を実施する。

- 2 委託者は、基本契約及び本協定の定めるところに従い、受託者による計画的改築業務が完了した後、計画的改築業務にかかる委託料を受託者に支払うものとする。

（計画的改築業務のうち詳細設計業務にかかる委託料）

第4条 令和●年度の計画的改築業務のうち、詳細設計業務にかかる委託料は、基本契約第37条に従って、別紙4-1のとおり支払う。

- 2 受託者は、保証事業会社と、令和●年●月●日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に寄託して、別紙4-1記載の詳細設計業務にかかる委託料100分の30以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受託者は、別紙4-1記載の設計業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の詳細設計業務にかかる委託料の100分の30から受領済の詳細設計業務にかかる前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場

合においては、第2項の規定を適用する。

- 5 受託者は、別紙4-1記載の設計業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の詳細設計業務にかかる前払金が減額後の詳細設計業務にかかる委託料の100分の30を超えるときは、受託者は、業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、受託者に通知する。

(計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料)

第5条 令和●年度の計画的改築業務のうち、改築施工業務にかかる委託料は、基本契約第38条に従って、別紙4-1のとおり支払う。

- 2 受託者は、保証事業会社と、令和●年●月●日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に預託して、別紙4-1記載の改築施工業務にかかる委託料の100分の40以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受託者は、第2項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、別紙4-1記載の改築施工業務にかかる委託料の100分の20以内の中間前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について適用する。
- 6 受託者は、別紙4-1記載の改築施工業務にかかる委託料が著しく増額された場合において、その増額後の改築施工業務にかかる委託料の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）から受領済の改築業務にかかる前払金を差し引いた額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を適用する。
- 7 受託者は、別紙4-1記載の改築施工業務にかかる委託料が著しく減額された場合において、受領済の改築施工業務にかかる前払金が減額後の改築業務にかかる委託料の100分の40（中間前払金の支払を受けているときは、100分の60）を超えるときは、受託者は、改築施工業務の内容が変更された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められたときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、業務内容が変更された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、

受託者に通知する。

(前払金の使用等)

第6条 受託者は、第3条第2項又は第4条第2項に基づき受領した前払金を詳細設計業務又は改築施工業務にかかる材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（改築業務において焼却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第7条 受託者は、本協定に基づく詳細設計業務又は改築施工業務の完了前に、当該業務にかかる各工事又は各設計の既履行部分に対応する委託料の合計額の10分の9以内の額について、それぞれ次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。但し、詳細設計業務にかかる部分払の請求は、令和●年度中●回、改築施工業務にかかる部分払の請求は、令和●年度中●回を超えることができない。

2 受託者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる各工事又は設計の既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。

3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、当該工事又は設計の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の既履行部分に対応する委託料は、委託者と受託者が協議して定める。但し、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払の額 ≤ 第1項の既履行部分に対応する委託料 × (9/10 - 前払金額/別紙4-1記載の設計業務又は改築業務の委託料)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、第1項及び前項中「既履行部分に対応する委託料」とあるのは「既履行部分に対応する委託料から既に部分払の対象となった委託料を控除した額」と読み替えるものとする。

(年度協定の変更)

第 8 条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第 9 条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本協定が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第 10 条 本協定は、令和●年度終了時点まで効力を有する。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和●年●月●日

柏市千代田一丁目 2 番 3 2 号

委託者

柏市

柏市上下水道事業管理者 成 嶋 正 俊

受託者

1 計画的改築業務

1.1 詳細設計業務

詳細設計業務の対象処理分区・排水区，規格，延長・箇所数，施工方法及び委託料は下表に示すとおりである。

処理分区・排水区	規格	延長・箇所数	施工方法	委託料
合計				

1.2 改築施工業務

改築施工業務の対象処理分区・排水区，規格，延長・箇所数，施工方法及び委託料は下表のとおりとする。

処理分区・排水区	規格	延長・箇所数	施工方法	委託料
合計				

対 象 業 務	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
【計画的維持管理業務】 ・管路内スクリーニング調査業務 ・管路内詳細調査業務 ・巡視点検業務 ・公共汚水樹点検業務 ・障害物除去業務 ・修繕業務 【計画的改築業務】 ・詳細設計業務 ・改築施工業務 【ストックマネジメント実施計画関連業務】 ・点検調査データ管理業務 ・ストックマネジメント実施計画の見直し業務 【統括管理業務】 上記業務の総額	362,000 千円	799,400 千円	942,800 千円	735,000 千円	606,500 千円	554,800 千円
年度上限額	362,000 千円	799,400 千円	942,800 千円	735,000 千円	606,500 千円	554,800 千円